

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年8月8日
【会社名】	ダイダン株式会社
【英訳名】	DAI-DAN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 藤澤 一郎
【本店の所在の場所】	大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
【電話番号】	06-6447-8000
【事務連絡者氏名】	葛原 雅章
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
【電話番号】	06-6447-8000
【事務連絡者氏名】	葛原 雅章
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 303,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ダイダン株式会社 東京本社 (東京都千代田区富士見2丁目15番10号) ダイダン株式会社 名古屋支社 (名古屋市東区東桜1丁目1番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	150,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 2019年8月8日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	150,000株	303,750,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	150,000株	303,750,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,025	-	100株	2019年8月29日	-	2019年8月29日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ダイダグン株式会社 業務本部	大阪市西区江戸堀1丁目9番25号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ銀行 中之島支店	大阪市西区中之島2丁目3番18号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
303,750,000	-	303,750,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額303,750,000円につきましては、2019年8月29日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（2019年8月7日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 成瀬 浩史
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（2019年8月7日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(役員報酬B I P信託の内容)

役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」といいます。）とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、取締役等に対して当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付及び給付（以下「交付等」といいます。）する制度（B I P信託により取締役等に当社株式等の交付等を行う制度を以下「本制度」といいます。）です。

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を以下「本信託」といいます。）を締結し、本信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）とします。

本制度では、取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。）および執行役員（国内非居住者を除きます。以下「取締役等」といいます。）のうち一定の要件を充足する者を対象として、信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、予め定める株式報酬規程に基づき取締役等に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 田村稔郎氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式報酬規程に基づき受益者となった者に対して交付等が行われます。

本信託は株式報酬規程に従い、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を取締役等に交付等を行います。当社株式等の交付等につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につきましては、信託期間を通じ、行使しないものとします。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払いおよび信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」といいます。）について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社および信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

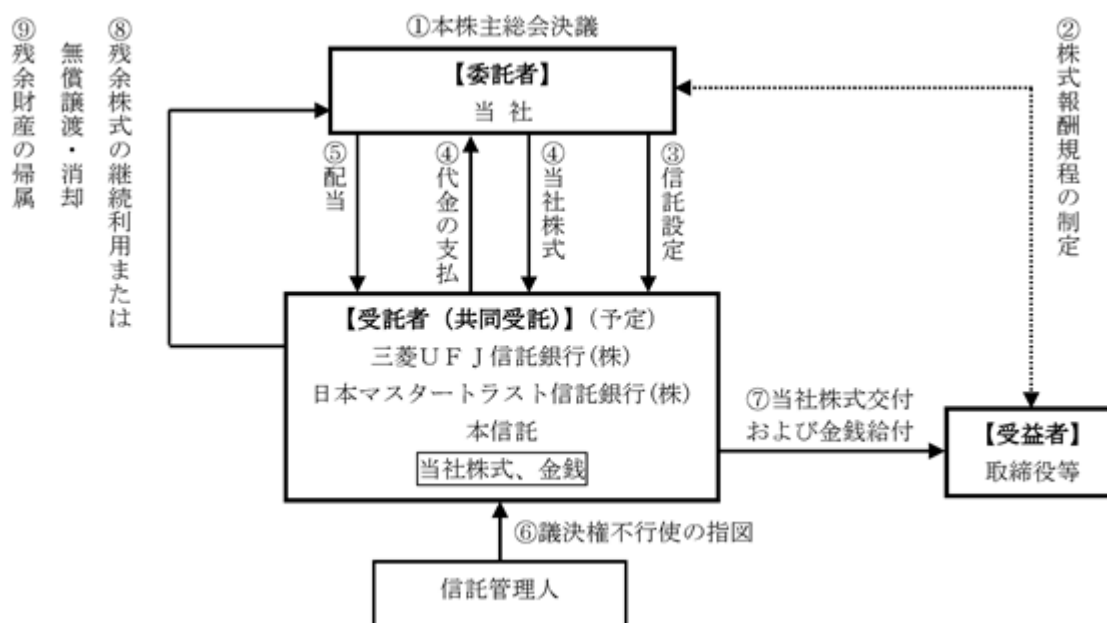
（参考）本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2019年8月26日（予定）
信託の期間	2019年8月26日（予定）～2024年8月31日（予定）
制度開始日	2019年9月1日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	303,750,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

150,000株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

< 本信託の仕組み >



当社は、第90回定時株主総会（2019年6月25日開催）において本制度の導入および本制度の導入にかかる取締役等の報酬の承認決議を得ております。

当社は、取締役会において、本制度の内容にかかる株式報酬規程を制定します。

当社は、の株主総会の承認決議の範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、で抛出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、の株主総会で承認を受けた範囲内とします。

本信託内の当社株式に対しては、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、当社の株式報酬規程に従い、役位および営業利益等の業績目標の達成度等に応じて、毎年一定の時期に取締役等にポイントが付与されます。また、取締役等は、毎年一定の時期に所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数の一定の割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。

業績目標の未達等の理由により信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

本信託が終了し、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入を決議いたしました。

本制度の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社を報酬コンサルタントとして起用し、当社取締役等に対する企業価値向上への適切なインセンティブ付与効果等を総合的に検討し、本信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した本信託契約に基づき、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

150,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、B I P信託の共同受託者として信託期間内に、本信託契約および株式報酬規程に従い、取締役等に対して株式交付等を行うために、当社株式を信託財産として保有するものであります。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、2019年8月26日付で締結予定のB I P信託契約書により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権について、信託期間を通じ、行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約をしております。

その結果、当社は、割当予定先が特定団体等でないことおよび特定団体等と何らかの関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2019年8月7日）の東京証券取引所における当社株式の終値である2,025円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1カ月（2019年7月8日から2019年8月7日）の当社株式の終値の平均値である2,269円（円未満切捨て）に89.2%（乖離率 10.8%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間（2019年5月8日から2019年8月7日）の終値の平均値である2,278円（円未満切捨て）に88.9%（乖離率 11.1%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間（2019年2月8日から2019年8月7日）の終値の平均値である2,382円（円未満切捨て）に85.0%（乖離率 15.0%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式報酬規程に基づき信託期間中に対象取締役等に交付等を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.65%（小数点第3位を四捨五入、2019年3月31日現在の総議決権個数222,313個に対する割合0.67%）となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式報酬規程に従い取締役等に交付等が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
東京大元持株会	東京都千代田区富士見2-15-10	10,594	4.77	10,594	4.73
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	9,738	4.38	9,738	4.35
有楽橋ビル株式会社	東京都中央区銀座2-2-17	9,130	4.11	9,130	4.08
大阪大元持株会	大阪市西区江戸堀1-9-25	7,496	3.37	7,496	3.35
ダイダグン従業員持株会	大阪市西区江戸堀1-9-25	7,253	3.26	7,253	3.24
三信株式会社	東京都中央区八丁堀2-25-10	5,592	2.52	5,592	2.50
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,561	2.50	5,561	2.48
名古屋大元持株会	名古屋市東区東桜1-1-10	5,317	2.39	5,317	2.38
株式会社みずほ銀行(常任代理 人 資産管理サービス信託銀 行)	東京都千代田区大手町1-5-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,797	2.16	4,797	2.14
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,772	2.15	4,772	2.13
計	-	70,255	31.60	70,255	31.39

(注) 1. 2019年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 上記のほか当社保有の自己株式690,998株(2019年3月31日現在)は、割当後540,998株となります。ただし、2019年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2019年3月31日現在の総議決権数(222,313個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(1,500個)を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）2019年6月25日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第1四半期（2019年4月1日から2019年6月30日まで）2019年8月8日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年8月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第90期有価証券報告書及び第91期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（2019年8月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日（2019年8月8日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ダイダグン株式会社 東京本社
（東京都千代田区富士見2丁目15番10号）
ダイダグン株式会社 名古屋支社
（名古屋市東区東桜1丁目1番10号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。